申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	10 ths & -2	語記可等の事項	審査基準						標準処	理期間	# 表
			根拠条項		設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	備考
港湾課	港湾課	港湾法	第37条 第1項	1年以上の水域占 用及び水域施設等 の建設・改良許可 並びに許可事項の 変更許可	設定済み	照会事項への回答(運 輸省回答)	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	40日		
港湾課	港湾課	港湾法	第56条 第1項	1年以上の水域占 用及び水域施設等 の建設・改良許可 並びに許可事項の 変更許可	設定済み	照会事項への回答(運 輸省回答)	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	40日		
港湾課	港湾課	海岸法	第7条 第1項	海岸保全区域内 の占用許可	設定済み	参考文献「海岸管理の 理論と実務」	申請窓口等に備置き			設定済み	15日		
港湾課	港湾課	海岸法	第8条 第1項	海岸保全区域内 の制限行為の許 可	設定済み	参考文献「海岸管理の 理論と実務」	申請窓口等に備置き			設定済み	15日		
港湾課	港湾課	海岸法		海岸管理者以外 の者の行う工事の 設計及び実施計画 を承認すること	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第2条 第1項	公有水面の埋立 てを免許すること	設定済み	公有水面埋立法の一部 改正について(運輸法通 達)	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	140日		
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第13条 の2第1 項	埋立区域の縮小 等の変更を許可す ること	設定済み	公有水面埋立法の一部 改正について(運輸法通 達)	申請者等の求めに応じ て提示			設定済み	140日		
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第14条 第1項、 第4項	他人の土地に対 する立入り又は一 時使用の許可	未設定				法令に基準あり	設定済み	10日		
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第16条 第1項	埋立てをなす権利 の譲渡の許可をす ること	未設定				先例なく設定困難	設定済み	15日		
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第22条 第1項	埋立てに関する工 事の竣功を認可す ること	未設定				法令に基準あり	設定済み	20日		
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第23条	埋立て工事竣功 認可前に埋立地を 工事用以外の工 作物の設置のため に使用することを 許可すること	未設定				先例なく設定困難	未設定		先例なく設定困難	
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第27条 第1項	埋立地に関する 所有権の移転又 は地上権等権利 の設定を許可する こと	未設定				法令に基準あり	設定済み	15日		
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第29条	埋立地の用途の 変更を許可すること	未設定				法令に基準あり	設定済み	20日		
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第34条 第1項	失効した免許の効 力を復活すること	未設定				法令に基準あり	未設定		申請見込みなく設定の実益なし	
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第35条	免許の効力が消滅した者に対し原 状回復の義務を免除すること	未設定				法令に基準あり	未設定		申請見込みなく設定の実益なし	
港湾課	港湾課	公有水面埋立法	第36条	無免許の埋立地	未設定				法令に基準あり	未設定		申請見込みなく設定の実益なし	
港湾課	港湾課	公有水面埋立法施行令	第8条	免許告示後の施設について損害補償又は損害防止施設の請求可能な公有水面利用施設の設置の許可	未設定				法令に基準あり	未設定		申請見込みなく設定の実益なし	
港湾課	港湾課	公有水面埋立法施行令	第17条 第2項	埋立地の利用方法の変更に伴う埋立て免許料の額を決定すること	未設定				先例なく設定困難	設定済み	15日		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(条例、規則)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項		審査基準						標準処理	里期間	備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	順考
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例		工作物の設置を 伴う港湾施設の最 初の使用許可及び その許可事項の変 更許可	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例	第6条 第2項	使用期間の延長	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例	第8条 第1項	港湾施設の目的 外使用の許可	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例	第9条 第1項	許可事項の変更 許可	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例	第11条 第1項	港湾施設の占用 の許可	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例	第12条 第1項	許可事項の変更 の許可	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例	第15条	港湾施設使用料 等の減免	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例	第16条	港湾施設使用料 等の還付	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例	第18条	港湾施設における 行為の許可	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例施行 規則	第9条 第1項、 第2項	使用料等の納入 の特例	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県港湾施設管理条例施行 規則	第11条 第2項	工事の完成につ いての検査	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	港湾区域等における行為の規 制に関する規則	第4条 第1項	港湾区域内にお ける行為の変更許 可	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県が管理する港湾の臨港 地区内の分区における構築物の 規制に関する条例	第3条	公益上やむを得ないと認める禁止 構築物の規制を解除すること	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県入港料条例	第4条 第2項	入港料の減額又 は免除	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県入港料条例	第5条	入港料の還付	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	港湾区域等における占用料及び 土砂採取料の徴収に関する条例		占用料等の減免・ 還付	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	海岸の占用料及び海底の土地 の使用料の徴収に関する条例	第4条、 第5条	占用料等の減免・ 還付	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県海岸管理規則	第8条 第1項	許可事項の変更 承認	設定済み	参考文献「海岸管理の 理論と実務」	申請窓口等に備置き			未設定		難易差があり設定困 難	
港湾課	港湾課	大分県海岸管理規則	第9条	権利義務の承認	未設定				法令に基準あり	未設定		難易差があり設定困 難	